

カンボジア王国

国民・信仰・国王

3

労働職業訓練省

第 047/13号 K. B/PK

プノンペン首都、2013年2月13日

民間人材派遣会社に関する省令

労働職業訓練省大臣は、

- －カンボジア王国の憲法に基づき；
- －カンボジア王国の王国政府の任命に関する2008年9月25日付けの勅令第NS/RKT/0908/105に基づき；
- －閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布した1994年7月20日付けの勅令第02/NS/94号に基づき；
- －労働職業訓練省の設置に関する法律を公布した2005年1月17日付けの勅令第NS/RKT/0105/003号に基づき；
- －労働職業訓練省の組織及び機能に関する2005年4月1日付けの政令第52号に基づき；
- －民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の海外派遣の管理に関する2011年8月11日付けの政令第190号に基づき；
- －省庁の必要性に応じて；

以下を決定する。

第 1 条：

各民間法人は、労働職業訓練省の省令発行により、海外で働くカンボジア人労働者の採用、オリエンテーション研修、派遣、及び管理を行う民間人材派遣会社になることが許可される。

民間人材派遣会社の許可は、申請書を提出した会社自身のみに対する許可であり、その他の者又は会社への、省令の一部を販売するサブ契約を締結することはできない。

第 2 条：

民間人材派遣会社としての許可を申請する際、民間法人は、次に掲げている必要条件を満たす必要がある。

- 定款及び商業省より発行される事業登録証明書を有する必要がある。

翻訳についてのお問い合わせ先：GHR法律事務所 弁護士 内藤裕二郎 naito.yujiro@ghrs.law

- 在住している現地当局より発行される主要な株主及び管理者の身分証明書類、及び在留証明書類を有する必要がある。
- 主要な株主と管理者はカンボジア国籍を有し、少なくとも 51%の株式を保有する必要がある。
- 会社営業所の開設、海外で働く労働者の採用プロセス、派遣及び管理のためのセンターの開設について、現地当局より認可された書類を有する必要がある。
- 事業運営のために十分な人材及び設備を有する必要がある。
- 労働者の受け入れ国に常駐の代表者がいて、受け入れ国に関する法的知識を持っている必要がある。当該代表者は、受け入れ国のパートナー募集会社の権限下に属してはならない。
- 労働者に対して完全な出発前の訓練、オリエンテーション研修サービスを提供するために、労働職業訓練省の決定に従って、労働者への出発前のオリエンテーション研修センターを設置する必要がある。

海外への労働者を派遣する過程において、民間人材派遣会社は、受け入れ国における労働担当省より認可された各受け入れ国の法的パートナー会社について労働職業訓練省に正式に通知するものとする。各人材派遣会社は、各受け入れ国において2社以上のパートナー会社を有してはならない。

職業及び労働を担当する労働監督官は、上記の全ての条件を実際に検査し、各点を評価して、労働職業訓練省大臣が各案件について確認及び決定をするために助言を提供するものとする。

労働職業訓練省は、申請書の受領日から起算して15営業日以内に、各民間法人に対して民間人材派遣会社として活動する許可を決定する。

第 3 条：

民間人材派遣会社は、民間人材派遣会社を通じたカンボジア人労働者の海外派遣の管理に関する2011年8月11日付の政令第190号及び関連規定に基づき、適切に海外で働くカンボジア人労働者の採用、オリエンテーション研修、派遣及び管理に関する義務と手順に関する契約を労働職業訓練省と締結し、実施するものとする。

第 4 条：

労働職業訓練省から許可を取得した後15営業日以内に、民間人材派遣会社は、保証として100,000 米ドル相当のリエル通貨での保証金を同省が指定するいずれかの銀行にある労働職業訓練省の銀行口座に供託し、当該保証金に関する書類原本は労働職業訓練省に届け出るものとする。

民間人材派遣会社が上記の条件に従って保証金を供託しない場合、労働職業訓練省は付与した許可を取り消すものとする。

第 5 条：

民間人材派遣会社は、海外で働くカンボジア人労働者の採用、オリエンテーション研修、派遣及び管理に関する活動について、月次、四半期ごと、学期ごと、及び年次に、指定期限までに正確に労働職業訓練省に報告するものとする。

第 6 条：

民間人材派遣会社は、労働者が何らかの問題に遭遇した場合、労働職業訓練省が適時に問題を解決するための措置を講じることができるように、ただちに労働職業訓練省に報告するものとする。

第 7 条：

民間人材派遣会社は、オリエンテーション研修期間中、海外への出国中及び本国への帰国中に発生した事故について責任を負うものとする。

民間人材派遣会社は、労働者が受け入れ国の規制に従って社会保険を確実に受け取ることができるために、受け入れ国の関連当局と連携するものとする。

第 8 条：

民間人材派遣会社は、本社の社員、オリエンテーション研修センターの社員及び労働者採用代理等の職員の雇用については、労働法その他の関連規定に基づいて適切に実施するものとする。

民間人材派遣会社は、労働法及びその他の関連規定に関して研修を提供し、自己の社員の能力を向上させるものとする。

第 9 条：

民間人材派遣会社は、管理部門、採用部門、技能研修部門、語学学習部門、オリエンテーション研修部門等、社内の各部門の業務活動について責任を負うものとする。

第 10 条：

労働者の情報及び個人書類は、管轄当局からの要請がある場合を除き、機密として保管される。

第 11 条：

民間人材派遣会社は、労働職業訓練省の監査のために、海外で働く労働者の採用、オリエンテーション研修、派遣及び管理に関する全ての書類を保管するものとする。

第 12 条：

毎年、労働職業訓練省は、下記の評価のために各民間人材派遣会社のプロセスと成果を監視するものとする。

翻訳についてのお問い合わせ先：GHR法律事務所 弁護士 内藤裕二郎 naito.yujiro@ghrs.law

- 実際の各案件に応じて賞賛、指導又は警告を発する。
- 民間人材派遣会社の許可に関する省令の効力を継続又は終了する。

第 13 条：

官房局長、行政及び財務総局総局長、労働総局局長、教育職業訓練総局総局長、監察総監の総監察官、省庁下の各機関、及び民間人材派遣会社は、署名日から本省令を効率的に執行するものとする。

大臣

Vong Sot

配布先：

- 首相官房局
- 副首相官房局
- 閣僚評議会
- 外務国際協力省
- 内務省
- 経済財政省
- 各首都・州役所
“情報共有のため”
- 第13条の通り “執行のため”
- 文書管理。